

一般事業主行動計画

一般事業主行動計画の内容

平成27年4月1日～平成32年3月31日

●目標1

計画期間内に妊娠・出産・育児等の事由により退職となった者について再雇用を実施する

<対策1>

平成27年4月～ 妊娠・出産・育児等を理由に退職を申し出た職員に対して、継続勤務できない問題点や諸事情について聴取し再雇用に必要な点を検討する

平成28年4月～ 退職した職員を再雇用し継続勤務できる職場環境の確保

●目標2

所定外労働の削減のための措置を実施する

<対策2>

平成27年4月～ 法人全体で取り組むノー残業デイに向けた調査

平成27年10月～ 月1回の法人全体ノー残業デイの実施

第3水曜日

一燈園 一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、また、女性が活躍できる雇用環境を整備し、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日までの5年間

2. 内容

《次世代育成支援対策の目標・取組》

目標1：希望する事業所・地域等にて限定して勤務する職員を年間5名以上採用する

<対策>

- 令和2年4月～ 地域限定職員制度を役職者会議や就職面接会にて説明・周知する

《女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供》

目標2：非正規職員から正規職員への転換を年間3名以上とする

<対策>

- 令和2年4月～ 正職員の求人情報を事業所内へ配布する。地域限定職員等の正社員として多様な働き方が出来る事を非常勤職員へ周知する。
- 令和2年10月～ 常勤希望職員の把握を定期的に行う。

《職業生活と家庭生活の両立に資する雇用環境の整備》

目標3：所定外労働時間を10%削減するための、ノー残業ダイの毎月水曜日に設定し1ヶ月単位の変形労働時間制度を活用する

<対策>

- 令和2年4月～ 変形労働時間制の現状の活用状況と見直しを管理者と検討する
ノー残業ダイの再確認
- 令和2年10月～ 変形労働時間制の活用と労働時間の短縮
各部署の残業に関する問題点の検討